

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（仮称）に係る 教職課程認定基準等の改正等について（案）

1. 改正の趣旨等

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言を踏まえた教職課程における ICT 活用に関する修得促進に向け、新たに修得が必要とされる「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の追加に伴い、「教職課程認定基準」、「教職課程認定審査の確認事項」及び「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」について改正を行う。

2. 改正の要点

(1) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への事項の追加

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の文言を追加等する。

（教職課程認定基準 3（4）、4-3（5）ii）、4-8（2）i）②）

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要となることから、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とする。

（教職課程認定審査の確認事項 2（4）、（5）④）

(3) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目を担当する教員の業績

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの活字業績を有している者をもってあてるとを可能とする。

(教職課程認定審査の確認事項3 (5))

(4) 「教職実践演習」における ICT の活用

課程認定の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」に関する授業科目において、課程認定における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとする。

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項3.)

(5) 適用期日

令和4年度から適用